

土石流基礎調査業務委託積算基準

適用範囲

本歩掛は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条の規定に基づく基礎調査のうち、土石流に係る基礎調査に適用する。
なお、本歩掛は福島県内全域に適用する。

(1)計画準備

職種 区分	単位	直接人件費						単位:人
		主任技術者 (内業)	技師長 (内業)	主任技師 (内業)	技師A (内業)	技師B (内業)	技師C (内業)	
計画準備	20渓流当たり			1.00	1.50	3.00	3.00	

(2)机上調査

職種 区分	単位	直接人件費						単位:人
		主任技術者 (内業)	技師長 (内業)	主任技師 (内業)	技師A (内業)	技師B (内業)	技師C (内業)	
地形調査※1								
基準地点候補地の仮設定※2								
想定土石流流出区間の抽出及び土石等の量の算定※3	20渓流当たり		1.00	2.00	4.00	8.50	8.50	
対策施設等状況調査※4								
危害のおそれのある土地の仮設定								
著しい危害のおそれのある土地の仮設定								

※1 谷次数区分の把握、平面・縦断・横断形状の把握(縦・横断図作成)を含む。

※2 谷出口、扇頂部、勾配変化点、屈曲部、狭窄部出口の確認を含む。

※3 侵食可能土砂量調査、想定土石流流出区間の抽出及び土石等の量の算出、土石流ピーク流量の算出、流下方向の設定、流下断面の設定を含む。

※4 施設台帳等により対策施設の諸元や管理者を整理する。なお、空中写真判読は行わない。

(3)現地調査

(3-1)標準歩掛

職種 区分	単位	直接人件費						単位:人
		主任技術者 (外業)	技師長 (外業)	主任技師 (外業)	技師A (外業)	技師B (外業)	技師C (外業)	
基準地点の設定※1	20渓流当たり			1.00	4.00	4.00		4.00
想定土石流流出区間の抽出及び土石等の量の算定※2								

※1 谷出口、扇頂部、勾配変化点、屈曲部、狭窄部出口、保全対象人家の確認を含む。

※2 机上調査で設定した想定土石流流出区間にについて、侵食可能土砂量調査(基準地点付近で侵食可能断面積を1断面計測)、トラブルスポット、流下方向を把握する。

(3-2)歩掛補正

標準歩掛けは枝番渓流がない場合の現地調査を対象としている。既存資料等により枝番渓流が認められた場合には、標準歩掛けを25%割増するものとする。

(4)危害のおそれのある土地等の修正設定(机上)

職種 区分	単位	直接人件費						単位:人
		主任技術者 (内業)	技師長 (内業)	主任技師 (内業)	技師A (内業)	技師B (内業)	技師C (内業)	
危害のおそれのある土地の修正設定	20渓流当たり				1.00	1.50	1.50	2.00
著しい危害のおそれのある土地の修正設定								
危害のおそれのある土地等の区域の調査※1								

※1 人家(人家戸数)調査、公共施設等調査のみ実施(机上調査のみ)。

(4-1)危害のおそれのある土地等の修正設定(机上)【※修正用】

職種 区分	単位	直接人件費						単位:人
		主任技術者 (内業)	技師長 (内業)	主任技師 (内業)	技師A (内業)	技師B (内業)	技師C (内業)	
危害のおそれのある土地の修正設定	20渓流当たり				0.50	0.50	1.00	1.00
著しい危害のおそれのある土地の修正設定								

(注) 当該歩掛けは、過去に基礎調査を実施した箇所(既存成果あり)において、危害のおそれのある土地等の修正設定を行うための業務に適用する。

(5)とりまとめ調書作成及び照査

職種 区分	単位	直接人件費						単位:人
		主任技術者 (内業)	技師長 (内業)	主任技師 (内業)	技師A (内業)	技師B (内業)	技師C (内業)	
とりまとめ調書作成及び照査	20渓流当たり				2.00	4.00	8.00	8.00

(6)打合せ

職種 区分	単位	直接人件費			備考	単位:人
		主任技師 (内業)	技師A (内業)	技師B (内業)		
業務着手時		0.50	0.50			
中間打合せ	1回当たり		0.50	0.50		
成果品納入時		0.50	0.50			

(注) 1. 業務着手時、中間時2回、成果品納入時の計4回打合せを計上。

(7)旅費交通費

土石流基礎調査における現地業務及び打合せ時の旅費交通費は「設計業務等標準積算基準」により計上する。

(8)電子成果物作成費

電子成果物作成費は、「設計業務等標準積算基準」の土木設計業務等積算基準による。

(9)その他原価及び一般管理費等

その他原価及び一般管理費等は、「設計業務等標準積算基準」の土木設計業務等標準積算基準による。